

令和7年4月30日

会員各位

一般社団法人鹿児島県LPガス協会

令和7年度

給水装置工事主任技術者試験対策セミナーの受講希望について

本年度も10月26日（日）に実施される、給水装置工事主任技術者試験の対策セミナーを下記のとおり計画しておりますので、受講を希望する方は別紙受講希望票にて5月23日（金）までに当協会にお申込みください。

日 程：令和7年9月19日（金）～9月21日（日）※3日間

会 場：ポリテクセンター鹿児島（鹿児島市内）

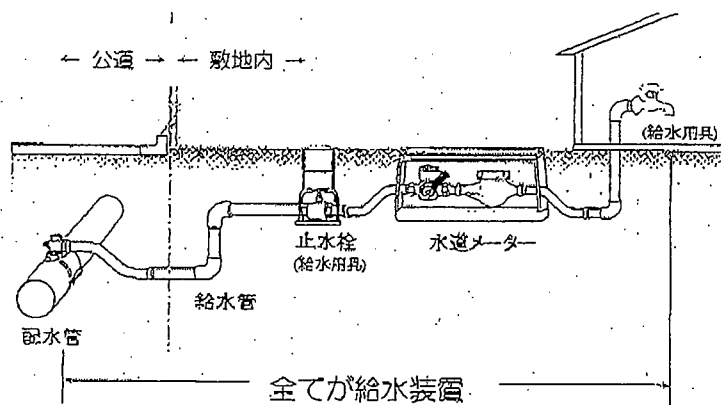
受講料：一人、20,000円前後

【給水装置工事主任技術者の資格について】

日頃、私たちガス事業者が行っている事業（リフォームを含め）において、給湯器や洗面台等を取付ける水回り工事は、給水装置工事となります。

給水装置とは、水道事業者（自治体等）の施設である給水本管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいい、給湯器、温水器等も該当します。給水装置の新設・改造・修繕及び撤去の工事の全てが給水装置工事となります。

一般住宅の場合は、配水本管の分岐栓から水栓まで全てが、集合住宅の場合は、受水槽の入り口までが給水装置に該当し、不適切な工事で水質等が汚染されると水道法の規程により設備が使用停止となります。



従って、給水装置工事は、水道事業者指定の給水装置工事事業者が責任を持って施工する必要があり、指定の為には、そこに働く社員に給水装置工事主任技術者の有資格者がいなければなりません。

無資格での水道工事は違法行為（蛇口・シャワーの交換や軽微な修理は問題なし）になり、罰則（指定の取消し、指定効力停止期間）の細目は自治体により異なります。

令和7年 月 日

一般社団法人鹿児島県LPガス協会 宛

(FAX 099-250-2534 又はメール soum-kglpg@po.minc.ne.jp)

申込事業所：_____

申込者：_____

「給水装置工事主任技術者」試験対策セミナー

受講希望票

令和7年度 給水装置工事主任技術者試験対策セミナーの受講を希望いたします。

10月実施の試験の受験手続きは、各自で行ってください。

試験等の詳細は、(公財)給水工事技術振興財団のホームページ等でご確認ください。

試験日：10月26日(日)、受験受付期間：6月2日(月)～7月4日(金)

受講希望者名	所属先
	☎
	☎
	☎

1. セミナーの募集定員に達した場合、申込んでも受講出来ない場合がありますのでご了承ください。
2. セミナーの受講者には、後日正式な「受講案内書」を送付いたしますので、その際、受講料の入金等の受講手続きをお願いします。
3. 受講希望者が少数の場合やインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の状況次第では、セミナーが実施されない場合もあります。
4. 10月の試験対策のためのセミナーですから、試験の受験手続きを忘れないように各自行ってください。

提出期限：5月23日(金)